

福祉用具を貸し出しています！

社会福祉協議会では、身体の不自由な人や高齢者、病気やケガなどで日常生活に支障のある人を対象に福祉用具の貸し出しをしています。ぜひご活用ください。

○対象者

- ・病気やケガで一時的に使いたい
- ・旅行に行く時に使いたい
- ・自宅での介護に使いたい など

※福祉施設入所者や病院に入院している方は借りられません。

○費用

福祉用具の貸し出しは、無料で行っています※ただし、使用中に発生した修理（パンク、破損、紛失など）は、使用者で修理をお願いしています。

○手続き方法

社会福祉協議会に申請書がありますので、申請者（窓口に来る人）の印鑑を持参してください。在庫の中から使用者に合った福祉用具を選んでいただき、そのままお持ち帰りいただけます。

○使用期間

原則、1回の申請で6カ月間使用いただけます。それを越えて使用したい場合は、更新手続きが必要になります。（更新手続きは、6カ月ごとに必要となります）

○貸出用具

- ・車いす
- ・ポータブルトイレ
- ・歩行器
- ・シャワーチェア（キャリア）
- ・電動ベッド（2モーター） ※新規貸出中止



（問合せ・連絡先）

赤穂市社会福祉協議会 ☎42-1397
FAX45-2444

（注意）

- ・在庫（種類）には限りがありますので、ご了承ください。
- ・電動ベッド以外の福祉用具の配達は行っていません。
- ・原則、使用者一人につき、同一の福祉用具2台以上の貸し出しはできません。

※電動ベッドを使用する際には消耗品として、ベッドパット・シーツ・マットレスが必要となります。お持ちの場合は、そちらを使っても問題ありません。無い場合は、ご準備をお願いいたします。社協では、下記のとおりご紹介しております。
【ベッドパット—2,750円、シーツ—2,200円、マットレス—18,700円】

※返却の際、次に使用される方が気持ちよく使用できるよう、必ず掃除をお願いします。